

米原市地域包括支援センター運営業務および米原市認知症初期集中
支援チーム運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 目的 この実施要領は、米原市が米原市地域包括支援センター運営業務および米原市認知症初期集中支援チーム運営業務を委託するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定める。
- (2) 業務名 令和5年度 米福政委託第18号
米原市地域包括支援センター運営業務および米原市認知症初期集中支援チーム運営業務
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務に要する費用（予定価格） 174,444,000円（消費税および地方消費税を除く。）

	地域包括支援センター運営事業	認知症初期集中支援チーム運営事業
令和6年度	41,608,000円	16,540,000円
令和7年度	41,608,000円	16,540,000円
令和8年度	41,608,000円	16,540,000円
計	124,824,000円	49,620,000円

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければなりません。

- (1) 医療と介護保険サービスの提供実績がある社会福祉法人、医療法人、社団法人等であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。
- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカのいずれにも該当する者でないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

- エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 介護保険法第 115 条の 22 第 2 項（指定介護予防支援事業所の指定）各号のいずれにも該当しないこと。
- (7) 事業者が納税義務を有する税金を滞納していないこと。

4 質問の受付および回答

- (1) 提出期限：令和 5 年 10 月 30 日（月）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式 1）により、ファクシミリまたは電子メールにて提出すること。
（質問書を送信した場合は、併せて送信した旨を電話連絡すること。）
※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答期間：質問の受付から随時回答するものとし、令和 5 年 11 月 2 日（木）まで
- (4) 回答方法：米原市役所 暮らし支援部 福祉政策課 において閲覧に供するとともに、米原市公式ウェブサイトにて回答を掲載する。

5 企画提案書等の作成および提出

- (1) 提出書類および必要部数
- (2) 提出書類 アおよびスは正本 1 部、イからシは正本 1 部、副本 8 部（副本は複写可）とする。
- ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式 2）
 - イ 定款または寄附行為
 - ウ 法人役員名簿
 - エ 法人登記事項証明書 ※3 か月以内のもの
 - オ 法人概要書（様式 3）
 - カ 国税、県税および市税の未納がないことの証明書 ※3 か月以内のもの
 - キ 法人の財務状況に関する書類（貸借対照表・損益計算書・監査報告書）※直近 3 年分
 - ク 経営計画書および収支予算書（令和 5 年度）
 - ケ 提供している介護サービス等の概要（様式 4）
 - コ 介護保険サービス（事業所・施設）指導監査等実施状況に係る申出書（様式 5）
 - サ 運営業務提案書（様式 6）
 - シ 人員配置計画書（様式 7-1、7-2、7-3）
 - ス 参考見積書（任意様式）
- ※見積書については、総額と年度ごとの内訳（令和 6 年度、令和 7 年度、令和 8 年度）を記載するとともに、積算内訳を地域包括支援センターおよび認知症初期集中支援チームごとに記載または添付してください。
- ※上記の各様式について記載欄が不足する場合は適宜追加しても差し支えないが、その場合において様式の改変はしないこと。

(3) 提出期限等

① 提出期間：令和5年11月6日（月）～令和5年11月17日（金）午後5時まで（必着）

② 提出場所：米原市役所 暮らし支援部 福祉政策課
〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地
米原市役所 暮らし支援部 福祉政策課（本庁舎）
電話：0749-53-5120 FAX：0749-53-5128

③ 提出方法：持参または郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) その他

ア 用紙サイズはA4判とし、縦左綴じとする（片面印刷とし、A3判はA4サイズに織り込むこと）。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提出書類の作成および提出に要する費用については、提出者の負担とする。

エ 企画提案書等の提出は、1者につき1件とする。

オ 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。

カ 提出書類は、委託業者の選定および特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。また、本案件のプロポーザルに関する報告、公表等を必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用することができるものとする。

キ 提出書類を受理した後は、いかなる理由を問わずその変更を認めない。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された公募型プロポーザル参加申込書および企画提案書等を所管課において書類審査し、米原市建設工事等契約審査会において提案者を選定する。

実施日：令和5年12月4日（月）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による審査）

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、7に規定する審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和5年12月21日（木）

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選定された者のみ、審査結果、ヒアリング等を実施する旨を通知する。

②第2次審査

審査結果を郵送により、第2次審査を行ったすべての者に通知する。

項目	注意事項
日時・会場	ヒアリング開催通知書にて指定します。
持ち時間	45分以内
出席者	5人以内
ヒアリング内容	・提出した企画提案書の内容説明（30分） ・企画書の内容に関する質疑応答（15分）

7 審査基準および配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

評価項目		配点
法人に関する事項	法人理念	15
	経営の健全性、安全性	
	高齢者の保健、医療、福祉、介護等に関する実績	
運営に関する事項	地域包括支援センターの運営方針	65
	認知症初期集中支援チームの運営方針	
	地域包括ケアシステムの構築および多職種連携	
	職員の資質向上および人材育成	
	中立・公正の確保	
	個人情報の取扱い	
人員配置	業務が円滑にできる人員体制	10
	指定介護予防支援事業の適切な運営に支障がない人員配置	
価格	見積額	10
	業務対価としての妥当性および経済性	
合計点数		100

8 日程

項番	手順	期限等
1	米原市建設工事等契約審査会	令和5年9月15日(金)
2	第1回プロポーザル審査委員会	令和5年10月10日(火)
3	公告(案件公表、資料配布)	令和5年10月18日(水)
4	質問受付期限	令和5年10月30日(月)午後5時まで
5	質問回答期限	令和5年11月2日(木)
6	企画提案書等の提出期間	令和5年11月6日(月)から 令和5年11月17日(金)午後5時まで
7	第1次審査(米原市建設工事等契約審査会) (第2次審査を行う業者を選定・決定)	令和5年12月4日(月)
8	第1次審査の結果通知	令和5年12月8日(金)【予定】
9	第2次審査(第2回プロポーザル審査委員会) (企画提案プレゼンテーション)	令和5年12月21日(木)
10	第2次審査の結果通知	令和5年12月下旬
11	契約手続	令和6年1月中旬

9 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先および提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式および記載上の注意事項に示された要件に適合しないもの

- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2に定める業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

10 契約

(1) 留意事項

提案書に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映する。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、最も優れている提案者との協議により、契約締結段階において項目の追加、変更および削除を行うことがある。

(2) 契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行う。その際には、あらためて見積書を提出すること。

11 その他注意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。また、特に定めがある場合を除き、提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出およびその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 米原市情報公開条例（平成17年米原市条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があり、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署（提出・問合せ先）

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地

米原市役所 本庁舎 暮らし支援部福祉政策課

担当：森川、西村

電話：0749-53-5120 FAX：0749-53-5128

電子メールアドレス：hokatsusien@city.maibara.lg.jp